

中山間地域の森林・林業の現状と課題

井上 正一

はじめに

中山間地域ということが多くの人から言われるようになったのは、十数年前からのことである。1990年代に入って、中山間地域では過疎・高齢化が急速に進み、過疎化によって農地・林地の荒廃が進み農山村地域の資源が、国土保全上から問題となってきた。

1. 中山間地域における森林・林業

(1) 中山間地域の概念

中山間地域という概念は、次のような使われ方が一般的である。

- ① 農林統計区分による中間農業地域および山間農業地域を合わせた地域。
- ② 条件不利地域を対象とする関係5法（山振法、過疎法、半島法、離島法、特定農山村法）の指定地域を包括する概念。
- ③ 中山間地域の活性化を目的とした法律である特定農山村法の指定地域を示す概念

島根県では①の考え方を採用し、さらに1999年4月1日に施行された「島根県中山間地域活性化基本条例」において、新たに中山間地域の区域が定められた。

島根県では59市町村中54市町村が中山間地域に指定されている。

(2) 森林・林業・林産業からみた中国地方と島根県の特徴

表一 中国地方林業の主要指標と順位

	林野率	森林面積 (千ha) (全国順位)	民有林率	民有林面積 (千ha) (全国順位)	民有林人工林面積 (千ha) (全国順位)	民有林人工林率(%) (全国順位)	素材生産量(千m ³) (全国順位)	乾しいたけt (全国順位)	生しいたけの生産量		
									原木栽培 t(全国順位)	菌床栽培 t(全国順位)	合計
島根県	78	522 (15)	93	488 (9)	185 (18)	37.3 (38)	364 (16)	108.7 (12)	113.0 (40)	1,517.7 (5)	1,630.7 (15)
広島県	73	618 (10)	92	570 (5)	165 (22)	29.0 (43)	358 (17)	46.3 (21)	397.9 (26)	451.5 (23)	849.4 (24)
岡山県	68	485 (17)	92	447 (11)	174 (19)	38.9 (35)	391 (15)	148.1 (9)	576.1 (19)	374.6 (26)	950.7 (25)
山口県	71	434 (20)	98	423 (14)	183 (19)	43.3 (30)	211 (22)	55.1 (19)	233.5 (31)	272.6 (31)	506.1 (36)
鳥取県	74	258 (34)	88	226 (33)	124 (30)	54.9 (16)	144 (29)	66.1 (15)	59.9 (41)	160.7 (34)	220.6 (43)
全国 (全国平均)	63	25,146 (535)	69	17,302 (368)	7,952 (169)	46.0	19,316 (411)	5,582 (119)	36,069 (767)	34,442 (733)	70,511 (1,500)

資料) 島根の森林・林業 島根県農林水産部林業管理課(平成13年9月)

中国地方の林野率は全国平均に比べて5～15ポイント高い。島根県は中国地方でトップであり、全国的にも3位である。このことは山が多いことを数値的に示している。また、民有林率は全国平均に比べて19～29ポイント高く民有林が多い。即ち山村地域である。

島根県の1999年の素材生産量は364千 m^3 で、1975年の600千 m^3 を100とすると、1999年は指数61となり著しく減少している。

島根県の平成11年の乾しいたけの生産量は108.7tで、平成4年から減少傾向にあり、特に平成7年からは減少が著しい。平成元年を100とすると、平成11年は指数22.7となり激減している。

一方、島根県の平成11年の生しいたけの生産量は1,630.7tで、全国生産量70,511tの2.3%を占めている。なお、近年全国的に菌床栽培による生しいたけの生産が盛んになっているが、島根県の平成11年の菌床栽培による生産量は1,517.7tで、全国菌床栽培の生産量34,442tの4.4%を占めている。特に、平成11年の菌床栽培による生産量1,517.7tは全国順位で5位の高い水準にある。

2. 農家林家による林業の現状

(1) 農家林家の山林保有状況

島根県における農家林家の山林保有の現状をみると、農家林家数（山林保有面積0.1ha以上）は、1970年には約63千戸であったが、1990年には約45千戸へと20年間に18千戸減少した。

表-2をみると保有山林0.1～1haの農家林家が33%を占め、さらに1～5haの農家林家が45%で、約8割の農家林家が5ha未満の山林しか保有していない。このように農家林家の所有構造は小規模層にかたよっている。

表-2 林野の保有山林規模別の戸数比と面積比（島根県）・1990年

単位：%

区 分		0.1～1ha	1～5	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100以上	計
戸 数 比	農家林家	33.3	44.5	12.4	6.6	1.8	1.0	0.3	0.1	100
	非農家林家	59.0	29.4	6.2	3.2	1.0	0.7	0.3	0.2	100
面 積 比	農家林家	3.6	24.9	19.9	20.9	9.8	8.4	5.3	7.2	100
	非農家林家	7.6	19.6	12.4	12.8	7.2	7.3	6.9	26.2	100

資料) 農林水産省統計情報部(1991)「1990年世界農林業センサス林業事業体調査報告書」

反面、面積比でみた場合、保有山林0.1～1haの農家林家は全保有山林面積のわずか4%をしめるにすぎず、0.1～5haの農家林家でも29%にすぎない。逆に0.1%の農家林家の占める保有山林100ha以上の面積が全山林面積の7%を占めている。

(2) 農家林家の就業構造の変化

島根県の農家林家の主業は1970年では自営農業が54%であったが、1990年には22%に減少し、逆に恒常的勤務が24%から65%に増加した。(表-3)

この主な理由は、農林産物価格の低下による農林業収入の減少であり、農林業のみでは現金収

入が少なく家計の充足が困難になり、現金収入が得られる恒常的勤務へ就業機会が増えたことが考えられる。

表一 3 農家林家の主業構成比(島根県)

単位：%

区 分	計	恒常的勤務	出 稼 ぎ	日雇・臨時雇	自 営 業		
					農 業	林 業	その他
1970年	100	23.6	3.2	9.9	54.3	0.9	8.1
1980年	100	48.0	1.4	13.9	28.3	0.4	8.0
1990年	100	64.6	0.5	5.7	21.7	0.4	7.1

資料) 農林水産省統計情報部(1993)「林業センサス累年統計書」

注) 保有山林0.1ha以上の農林家

表一 4 恒常的勤務の推移(島根県)

	1980年			1990年				順位
	総数	恒常的勤務	比 率 (%)A	総数	恒常的勤務	比率(%)A	A-B(%)	
弥栄村	509	128	25.1	418	221	52.9	27.8	1
仁多町	1,459	617	42.3	1,277	877	68.7	26.4	2
広瀬町	1,262	612	48.5	1,166	844	72.4	23.9	3
柿木村	380	147	38.7	318	196	61.6	22.9	4
大和村	480	189	39.4	410	255	62.2	22.8	5

資料) 農林水産省統計情報部(1993)「林業センサス累年統計書」

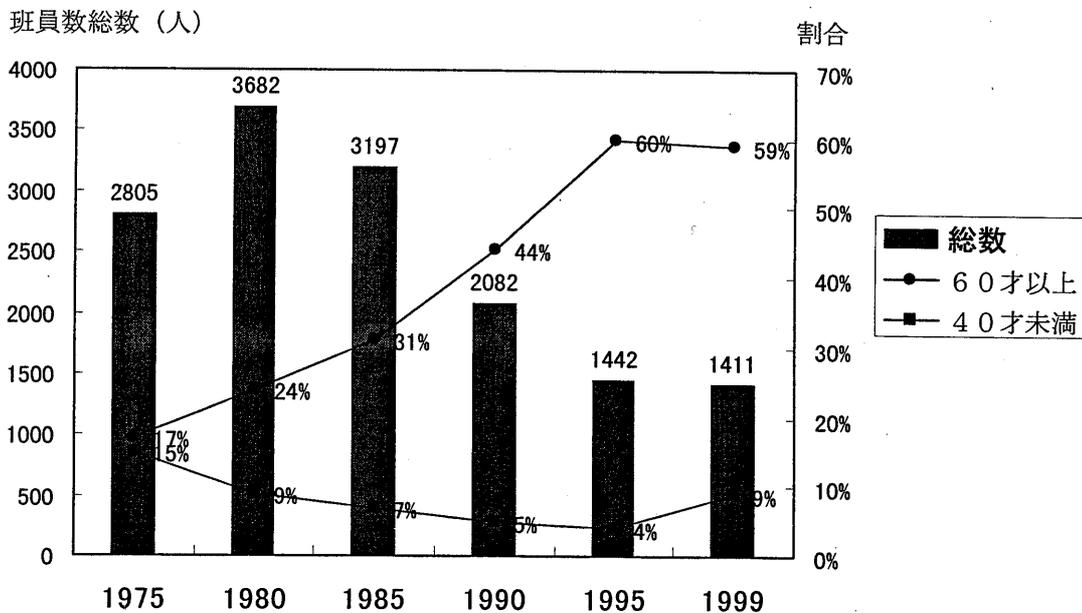
中山間地域で1980年から1990年の10ヵ年間で恒常的勤務の比率の多くなった市町村は、1位弥栄村で27.8%増加している。2位仁多町26.4%、3位広瀬町23.9%、4位柿木村22.9%、5位大和村22.8%である。次いで頓原町、金城町、横田町、津和野町、佐田町でいずれも20%以上増加している。この数値からもわかるように中山間地域では年毎に加速度的に農林業離れが進んでいる。

3. 林業・森林管理の担い手

島根県における林業・森林管理の担い手である森林組合等林業事業者での林業就業者の高齢化と減少は著しい。森林組合作業班の班員数の推移をみると図一1の通りとなる。

これをみると1975年には2,805人で、10年後の1985年までは若干増加しているが、5年後の1990年には2,082人へ減少し、さらに5年後の1995年には1,442人と減少し、3年後の1999年には1,411人と減少し1975年の半数となっている。

年齢別には、1975年には40歳未満の若い班員が15%を占め、60歳以上の班員は17%にすぎなかった。しかし、1995年には40歳未満の若い班員は4%に減少し、逆に60歳以上の班員



図一 1 森林組合作業班の年齢別班員数の推移 (島根県)

資料) 林野庁「森林組合統計」各年度版

が半数以上の60%を占めるに至った。4年後の1999年には若い班員が若干増え9%を占めている。これは最近の行政当局等の施策によるものと考えられる。

島根県内では1990年代に入って、県・市・町・村・森林組合等による各種の林業担い手の育成確保策や最近の若者の田舎志向もあり、林業未経験者のIターン、Uターン者を中心として、林業への参加者は近年若干ではあるが増加傾向にある。(表一5)

表一5 島根県の森林組合作業班員数の推移

(単位; 人)

年 度	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
作業班員数	1,648	1,503	1,442	1,397	1,323	1,390	1,411
うち39歳未満	61	58	53	65	75	104	123

資料) 島根の林業 島根県農林水産部林業管理課 (平成12年9月)

新しい担い手確保の施策として成果を上げている事例を紹介すると、匹見町は森林面積28,910haのうち公団造林地4,585ha(15.9%),国有林2,541ha(8.8%),町有林1,727ha(6%),人工林率30%である。しかし、山林作業員は過疎化と高齢化により減少し、保育事業の継続が困難になってきた。このため平成6年度から匹見町林野事業後継者対策事業として、①雇用条件を改善(月給制等)し、②財源は造林受託費とするが、補いきれない部分については別途財源(一般財源等から繰出し)を当てることとし5年間で10名程度の後継者を育成確保することとした。この制度により現在9名が採用され、山林作業に従事している。

広瀬町では農林公社を平成8年10月設立し、6名の研修生と10名の労務提供登録者により水稻の春作業や秋作業、森林作業等を中心に多くの農林作業の受託を行っている。こうした林業を含めた公社の設立は島根県内では初めてである。

また、邑智町森林組合では森林を管理する技能職員を就職情報誌やインターネットを使って全国から募集し、実績を上げている。平成10年度以降U・Iターン者を32名採用している。

4. 林業・森林管理における森林組合の役割

森林組合は森林所有者に代わって山林作業を実施する事業体として重要な位置にある。島根県にける森林組合の事業活動を造林面積および素材生産量からみると表-6のとおりとなる。

表-6 民有林の造林・素材生産における森林組合のシェア(島根県)

区 分	造 林			素 材 生 産		
	民有林の 造林面積 (ha)	森林組合による 民有林造林面積 (ha)	森林組合 シェア (%)	民有林の 素材生産量 (1,000m ³)	森林組合の民有林 素材生産量 (1,000m ³)	森林組合 シェア (%)
1975	6,358	3,131	49	600	36	6
1985	3,241	2,357	73	674	87	13
1990	2,162	1,588	73	656	73	11
1995	1,502	989	66	405	30	7
1999	1063	813	76	364	24	7

資料) 民有林造林面積については、(財)林野弘済会編「林業統計要覧」(各年度版)、民有林素材生産量については、農林水産省統計情報部「木材需給報告書」(各年度版)、森林組合の造林面積と素材生産量については、林野庁「森林組合統計」(各年度版)による。

注1)森林組合による民有林新植面積は、新植総面積から国の依頼分を差し引いた材積

注2)森林組合による民有林素材生産量は、素材生産量の合計から国の依頼分を差し引いた材積

民有林の造林面積についてみると、1975年度の約6千haから1999年度には約6分の1の1千haと激減している。森林組合による民有林造林面積も同様に約4分の1に減少している。

民有林での森林組合による造林面積のシェアは、民有林での造林面積が激減するなかで、1975年度の49%から1985年度には73%、1999年度には76%と森林組合の占める割合が高くなった。

つぎに、民有林での素材生産における森林組合のシェアをみると、民有林での素材生産量が減少するなかで、森林組合の民有林での素材生産量はほぼ横這いである。

表-7は森林組合の新植・保育事業の依頼者別の割合を示している。1975年と比較すると、新植・保育ともに個人等からの依頼の割合が減少している。残りは公団・公社・市町村・県をはじめとした公的機関に大きく依存している。なかでも保育については公団・公社の占めるウエイトは高い。

さらに、森林組合の森林造成事業のなかで近年大きいウエイトを占めているものとして保安林整備事業(保育・植栽)、水源森林総合整備事業(育成複層林への誘導・造成等)等の治山事業と間伐作業道整備事業がある。

表一7 新植・保育事業の依頼者別割合(島根県)

区分	年度	総数 (ha)	構 成 比 (%)						
			個人等	公社	公団	市町村	財産区	県	国
新植	1975	3,156	49	29	8	11	1	1	1
	1980	3,083	37	35	10	14	1	3	0
	1985	2,359	41	34	7	15	0	3	0
	1990	1,615	26	34	18	19	0	2	1
	1995	996	35	22	27	12	0	3	1
	1999	825	30	13	45	10	0	0	2
保育	1975	22,888	25	33	20	18	1	2	1
	1980	27,428	31	36	11	16	2	3	1
	1985	26,274	40	32	9	16	0	2	1
	1990	23,519	32	31	12	19	0	4	2
	1995	21,022	25	36	19	16	0	2	2
	1999	15,887	22	42	21	14	0	1	0

資料) 林野庁「森林組合統計」各年度版より

5. 森林組合による不在村森林所有者対策

「林業センサス累年統計書」によると(表一8)、全国の不在村者の森林面積は、1970年の2,117千haから1990年の3,003千haと20年間に約42%も増加している。

不在村者の森林面積は全国的に今後さらに増加する傾向がある。中国地方の不在村者の森林面積は1970年の166千haから1990年の214千haへと約29%の増である。中国地方では民有林面積の約12%が不在村者の森林面積で占められている。島根県では20年前に比べて2千haと若干増加しているが、不在村者の森林面積は約3万9千haで全森林面積の約10%である。

全国的に不在村者の森林面積が多いのは、1位奈良県50.8%、2位和歌山県48.2%、3位北海道44.8%、4位沖縄県31.2%、5位東京都30.4%である。これらの都道県では民有林面積の30~51%が不在村者の森林面積で占められていることになる。この数値は民有林の施業管理上重大な問題を提起している。

即ち、森林の危機、森林の重要性が世界的な規模で叫ばれている今日、森林の管理放棄は国土保全、環境保全の観点からは看過できない問題である。

表一七 新植・保育事業の依頼者別割合(島根県)

区分	年度	総数 (ha)	構成比 (%)						
			個人等	公社	公団	市町村	財産区	県	国
新植	1975	3,156	49	29	8	11	1	1	1
	1980	3,083	37	35	10	14	1	3	0
	1985	2,359	41	34	7	15	0	3	0
	1990	1,615	26	34	18	19	0	2	1
	1995	996	35	22	27	12	0	3	1
	1999	825	30	13	45	10	0	0	2
保育	1975	22,888	25	33	20	18	1	2	1
	1980	27,428	31	36	11	16	2	3	1
	1985	26,274	40	32	9	16	0	2	1
	1990	23,519	32	31	12	19	0	4	2
	1995	21,022	25	36	19	16	0	2	2
	1999	15,887	22	42	21	14	0	1	0

資料) 林野庁「森林組合統計」各年度版より

5. 森林組合による不在村森林所有者対策

「林業センサス累年統計書」によると(表一八), 全国の不在村者の森林面積は, 1970年の2,117千haから1990年の3,003千haと20年間に約42%も増加している。

不在村者の森林面積は全国的に今後さらに増加する傾向がある。中国地方の不在村者の森林面積は1970年の166千haから1990年の214千haへと約29%の増である。中国地方では私有林面積の約12%が不在村者の森林面積で占められている。島根県では20年前に比べて2千haと若干増加しているが, 不在村者の森林面積は約3万9千haで全森林面積の約10%である。

全国的に不在村者の森林面積が多いのは, 1位奈良県50.8%, 2位和歌山県48.2%, 3位北海道44.8%, 4位沖縄県31.2%, 5位東京都30.4%である。これらの都道県では私有林面積の30~51%が不在村者の森林面積で占められていることになる。この数値は私有林の施業管理上重大な問題を提起している。

即ち, 森林の危機, 森林の重要性が世界的な規模で叫ばれている今日, 森林の管理放棄は国土保全, 環境保全の観点からは看過できない問題である。

表一8 不在村者森林面積

単位：千 ha

区 分		全 国			中 国 地 方			島 根 県		
		計	在村者 面積	不在村 者面積	計	在村者 面積	不在村 者面積	計	在村者 面積	不在村 者面積
1970年	実数 (ha)	14,206	12,089	2,117	1,890	1,725	166	142	405	37
	割合(%)	100	85.1	14.9	100	91.2	8.8	100	91.6	8.4
1980年	実数 (ha)	14,100	11,452	2,648	1,851	1,648	203	429	380	48
	割合(%)	100	81.2	18.8	100	89.0	11.0	100	88.7	11.3
1990年	実数 (ha)	13,794	10,791	3,003	1,799	1,585	214	409	370	39
	割合(%)	100	78.2	21.8	100	88.1	11.9	100	90.5	9.5

資料) 農林水産省統計情報部(1993)「林業センサス累年統計書」

中山間地域では年々過疎化と高齢化がすすむなかで、農林家の保有山林の施業管理を中核として行っている森林組合の役割は今後ますます重要になってくると思われる。このような中で森林所有者の森林組合への加入状況をみると表一9のとおりである。

表一9 在村者・不在村者別の森林組合加入者面積

単位：千 ha

区 分		計	在村者 面積	森組加入 面積	不 在 村 者 面 積				
					小計	県内	森組加入	県外	森組加入
全 国	実数(ha)	13,794	10,791	8,097	3,003	1,819	958	1,184	500
	割合(%)	—	—	75.0	—	—	52.7	—	42.2
中国地 方	実数(ha)	1,799	1,585	1,197	214	130	70	84	37
	割合(%)	—	—	75.5	—	—	53.8	—	44.4
島根県	実数(ha)	409	370	332	39	19	14	20	15
	割合(%)	—	—	90.0	—	—	73.7	—	75.0

資料) 農林水産省統計情報部(1993)「林業センサス累年統計書」

全国的に森林組合への加入者面積は民有林面積の69.3%で、在村者は75%、県内不在村者は52.7%、県外不在村者は42.2%であり、県外不在村者は森林組合への加入状況が非常に悪い。中国地方では島根県が不在村者の森林組合への加入面積が最も多い。在村者は90%、県内不在村者は73.7%、県外不在村者は75.0%と他県に比べて森林組合への加入面積は比較的多い。2位は広島県の69.6%である。

不在村者の森林面積の多い北海道と岐阜県では、県森林組合連合会が中心となって各単組と共同で不在村森林所有者に対して積極的に働きかけを行っている。即ち不在村森林所有者の森林管理を行い、これを動機として組合事業量の拡大を図っている。

これは国補事業「ふるさと森林活性化対策事業」(1989～93年度)の一環で開かれた「ふるさと森林会議」への参加が契機であった。

島根県内の森林組合は平成10年度から飯石郡森林組合、仁多郡森林組合、邑智郡森林組合の3組合、平成11年度からは高津川森林組合が不在村森林所有者対策に取り組んでいる。

なかでも飯石郡森林組合は不在村者森林面積約4千haの所有者名簿(316名)を作成し、この名簿に基づき年数回発行の組合広報を送付し、不在村者との連携を図っている。

また、平成11年1月と平成12年1月には県内不在村森林所有者会議を松江市内で開催した。その席でそれぞれ10名の出席者に対して森林の状況や必要な施業などを説明し、森林所有者の要望意見などを聞き取っている。

全国的に不在村者の所有山林が荒廃するなかで、森林組合によるこうした取り組みは適正な森林管理を行い、ひいては組合事業量の拡大を図るうえからも重要である。こうした取り組みに対して森林組合連合会および県行政当局の積極的な指導助言が望まれる。

6. 中山間地における森林組合による雇用機会の創出

～飯石郡森林組合を事例として～

我が国の自由貿易政策の影響により、中山間地域においては農林業のみによる複合経営の不安定性は強まっている。こうした中で当森林組合は事務職員や山林作業班員、さらに組合直営木材加工施設等の事業施設の従業員を雇用している。森林組合は農林家の人々に安定した兼業機会を与えることによって、農林家の経済を安定的なものにしている。

1) 飯石郡の地域林業と森林組合の概況

飯石郡は、島根県東部に位置し、三刀屋町、吉田村、掛合町、頓原町、赤来町の5町村を区域とし、東は木次町、大東町、および仁多郡、西は出雲市、佐田町、大田市および邑智郡、南は中国山地を境として広島県に、北は出雲市および加茂町に接している。

飯石郡の総土地面積は54,900haで、うち47,369ha(86.3%)が森林である。森林面積の94.6%の44,809haが民有林で、国有林は2,560ha(5.4%)にすぎない。

郡の森林面積の43%が人工林で、人工林の主要樹種であるスギが22%を占め、ヒノキ(15%)、アカマツ(14%)がこれについている。

当森林組合は、平成元年12月1日に郡内5組合が合併により創立された。組合員4,584名、組合員所有森林面積31,216haである。

2) 森林組合の主たる事業

(1) 造林・保育事業

当組合の主たる事業は造林・保育事業で、1998年の実績は新植139ha、保育2,999haである。造林の委託者別面積は公団79ha(56.8%)、個人等23ha(16.5%)、公社19ha(13.7%)等であり、これら3者で新植面積の87%を占めている。保育の委託者別面積は公社1,479ha(49.3%)、個人等555ha(18.5%)、公団550ha(18.3%)等であり、これら3者で保育面積の86.1%を占めている。これらの事業に従事する山林作業班(ザ・モリト)は81名である。

(2) 加工製造事業

造林・保育に次いで当組合の柱になる事業は、加工製造事業（取扱高 540,000 千円）で、主なものは①菌床椎茸生産施設（吉田村，掛合町，頓原町，三刀屋町，赤来町に設置）で平成 4 年から 6 年度に設置した。生産される生しいたけは売上金額年間 250,000 千円である。

この事業のなかには②農林産物加工センター（こんにゃく，みそ，漬物等を製造），③舞茸きのこセンター，④赤来製材工場（主にマツ，スギ，ヒノキの大径木を桁材，梁材，母屋材，土台材等の構造材に製材している。），⑤波多小径木処理工場（間伐材小径木の処理工場として柱材，板材の生産を主体に小角材，平角材等幅広く採材している。），⑥赤来集成材加工場，⑦きのこ包装センター等がある。

さらに菌床しいたけ生産施設から出てくる廃床を，有機質堆肥に加工し販売している。なお，②の平成 9 年 9 月 1 日より新規事業として取り組んだ，農林産物加工食品は好評で，大店舗スーパーの販売品になっている。④と⑤の 2 つの製材工場は年間 3 千 m³ 相当の製材品を生産し，その殆どを郡内工務店に納入している。

また，2 つの製材工場は JAS に適合した製品を生産する工場として認定を受け，登録されているので，公共事業および住宅金融公庫融資住宅建設用の製材品としても使用されている。

(3) その他

組合独自で，ミニバックホー 3 台，2 t ダンプ 1 台を所有し，造林作業道の開設を行っている。不足する大型の重機やブレーカー，クローラーダンプ等については，作業現場の状況に応じた規格の機械をリースすることによって，極力無駄を省き，組合員のニーズに合った開設を行っている。

幅員 3.0 m の作業道は年間平均 1 路線，延長 1,000 m 程度を開設し，幅員 1.7 m の低規格の作業道は年間平均 10 路線，総延長 4,500 m 程度を開設している。この事業に関しては，事業数の多さに比べてオペレーター不足が大きな課題となっている。

また，特筆すべきは，組合独自で木材搬出用機械タワーヤーダーを購入し，高性能林業機械を活用した作業システムを取り入れ，林業生産活動の活性化を図っている。

当組合のユニークな事業として 800 ha におよぶ組合分収林と平成 7 年 4 月より吉田地区苗圃で開始したスギの「水気耕」栽培がある。これらの事業に従事する従業員は 45 名であり，この内平成 4 年度から 6 年度に設置した菌床しいたけ生産施設で新しく 22 名の雇用を生み出している。

こうした事業の導入も，広域合併による森林組合の事業拡大にともなう経営基盤の安定化があげられる。また，作業班については，（財）みどりの担い手育英資金などにより通年雇用化の促進，各種社会保険加入率の向上による就労条件の整備促進がみられる。

当森林組合の従業員は総計で 161 名であり，こうした就労の場は中山間地域において安定した現金収入源を確保する職場としても非常に重要な地位を占めている。

7. 森林組合の活動する場としての中山間地域

(1) 新植・保育

表一10 民有林人工林実績

区 分	県 計 総面積	施 策 別					
		補 助	融 資	公 団	林業公社	隠岐復興 公 社	そ の 他
昭和 60 年度	2,719	1,475	65	312	766		101
平成元年度	2,260	986	19	495	682		78
5 年度	1,561	665	4	473	364		55
6 年度	916	210	8	462	175		61
7 年度	1,262	451	1	530	220		60
8 年度	1,146	279	1	586	177	26	77
9 年度	1,014	259	0	483	175	44	53
10 年度	1,111	294	7	575	120	64	51
11 年度	941	215	14	579	67	46	20
12 年度	994	184	0	689	42	39	39

資料) 島根県の森林・林業 島根県農林水産部林業管理課(平成 13 年 9 月)

本県の民有林の資源内容は、非常に悪く人工林率 37.3%であり、全国平均 46%に比し極めて低位にある。(人工林率全国 38 位)

このため過去において、県は昭和 42 年度を基準年度として、昭和 60 年度を目標に民有林 490 千 ha の 60%にあたる 295 千 ha の人工林を造成する計画を樹立し積極的な推進を図った。

しかしながら、農山村の過疎化、材価の低下等の阻害要因が重なって、現在にいたるもその目標は達成されていない。

表-10 で昭和 60 年度の新植面積を 100 とすると、平成 12 年度は 36%となり大幅に減少している。なかでも新植の主導的役割を果たしてきた個人造林(補助)と林業公社による新植面積の減少は著しいものがある。このことは山村地域における雇用労働力の減少に大きく影響を与えている。

(2) 間伐の推進

木材の生産を目的として植林したスギ、ヒノキの森林は手入れが必要であり、その遅れが環境的に問題となっている。

島根県のスギ・ヒノキの人工林は約 131 千 ha で、その内の約 83.6 千 ha が樹齢 16~40 年の間伐を必要とする森林である。過去 13 年間の間伐実績をみると、昭和 62 年度の間伐面積 1,818ha を 100 とすると、平成 12 年度の間伐実施面積は 3,967ha で指数 218.2 となり、国による各種の対策が功を奏し徐々にではあるが増加している。

間伐を推進するにあたってネックとなっていることとして、①単位面積当たりの生産量が少ないこと。②間伐に必要な路網の整備や高能率な林業機械の導入が不十分であること等があげられる。

① については森林組合による施業の共同化によるロットの拡大を図る。

② については島根県の林道密度は 3.2m/ha(全国順位 26 位)で全国的にも低く、中国 5 県の

中で最も低い。

間伐実施率や間伐材利用率を高めるためには、搬出費の低減を図ることが重要であり、そのためには高性能林業機械の導入は不可欠である。

また、現行の林道の整備目標である林内道路密度 20m/ha(林道+林内公道)と併せて作業道の整備を進め、地域の実態に応じて目標とする林内路網密度(作業道を含め概ね 50m/ha)を確保する必要がある。

さらに、低規格作業道の整備の促進を図るとともに、既設作業道の改修、改良を行い、林道とのネットワーク化を図り、地域に適合した林業機械システムの確立を図ることが必要である。また、間伐にあたっては高性能林業機械の機能を十分に発揮できる列状間伐の導入を検討すべきである。

(3) 優良な天然林の造成

中山間地域には、まだ、50%以上の広葉樹林が残っておりその活用が切望されている。

広葉樹林施業は現存する林分の育成・改良を中心とした取り組みを行うことが望ましい。①林分に有用広葉樹がかなりの本数ある。②土壌の生産力がスギ、ヒノキの適地程度の土壌である。③対象林地が林道作業道等道路に近い。このような条件が整っている林分については育成天然林施業を進める。④クヌギ、コナラが 500~800 本/ha 以上成立している林分については、しいたけ原木林への転換を図る。⑤有用広葉樹の良質材が 300~500 本/ha 以上成立する林分については用材林を目指すのが望ましい。

クヌギ、コナラ、ミズナラ、ケヤキ、ブナ、クリ、ヤマザクラ、ホオノキ、イヌエンジュ、キハダ、イタヤカエデ、ミズキ、ナツツバキ、トチノキ、キリ、シイ類、カシ類等で島根県に適応できる有用広葉樹林の育成を図る。

(4) 複層林の造成

環境への関心の高まりと共に、環境保全的に欠点の少ない長伐期複層林施業が強く求められている。皆伐を極力回避して、主伐期を先へ延ばす長伐期化は、最も容易で確実な省力対策である。しかし、現実には放置型の長伐期施業が多く存在している。このような放置型の長伐期施業は、山村における急激な過疎化の進行等やむを得ない消極的対応として現れたものが多い。しかしながら、人工林の場合、自然放置の形で複層林ができあがることは希であり、多くは人工的に形成されるものである。

複層林を造成し、これをうまく回転させていくためには、枝打ちや密度管理などに関する高い技術力が求められる。環境にやさしく、良質材生産が可能な複層林施業は、今後に大きな期待が持てるものであるが、比較的歴史も浅く、二段林移行のための誘導技術についてはほぼ完成しているものの、管理技術については今後の課題である。

(5) 森林の保健・文化・教育的利用の推進

森林に対する国民の要請が多様化する中で、森林を保全しつつ、森林の特性を生かしたレクリエーション等保健休養の場や教育・文化活動の場の提供等のため、森林の整備と森林空間の総合利用施設等の整備の一層の推進が求められている。

さらに、既設の国立・国定・県立自然公園内の公園施設や林業構造改善事業等の各種事業で施行された利用施設とのネットワーク化を図る必要がある。

以上のように、森林組合の活動の対象となる事業は幅広くあるものの、活動資金となるそれらの事業に対する農林家からの投資は殆ど見込めない状況である。広島県吉和村のリゾート施設にみられるように、都市型産業からの投資も見込みは薄く、国・県による公共投資のさらなる投下が期待される。

8. 中山間地域における公共事業のあり方

農林業のみでは現金収入が少なく日常の家計維持が困難なため、中山間地域では現金収入が得られる公共事業の作業員として就労の場を求めている人は多い。平成7年の国勢調査によると、島根県就業者総数 406,474 人のうち中山間地域の就業者総数は 253,382 人で 62,3% を占める。その内建設就業者は 33,215 人で就業率 13.1% であり、中山間地以外の 4 市町の建設就業率 10.3% を上回っている。

今後政府が進める構造改革により公共事業が1割削減された場合、県内の建設業で 554~1,138 人の失業者が発生するといわれている（山陰中央新聞 2000 年 11 月 11 日）。建設業は、島根県の経済を支える主力産業である。全国的に公共事業が大きく削減されるなかで、為政者にとってその取り扱いが注目される場所である。

中山間地域は森林地域である。森林・林業を育て、山村を活性化するためには、林野政策の根幹を成す林野公共事業（治山、林道、造林、保安林、森林環境等）の充実を図り、内容充実に取り組む必要がある。そのことにより、緑豊かな県土を守り、セーフティーネットとしての林業が活性化すると考えられる。

まとめ

安い外材に押され木材価格の低迷するなかで、十数年前までは盛んであった新植・保育等の林業への投資額は公共・法人・個人等いずれも年を追うごとに減少している。

しかし、中山間地域では農林業が主産業である。森林のもつ水土保全機能等の各種の公益的機能を十分に発揮させるためにも間伐、複層林、保健・休養林施業の推進、木材生産の復活等において、公共投資は欠かせないものでありさらなる投資が期待される。

引用・参考文献

1. 島根県中山間地域研究センター(1999) 平成10年度調査研究報告書(中国地方中山間地域集落の現状と対策のあり方他)
2. 堀 靖 人(2000) 山村の保続と森林・林業. (財)九州大学出版会
3. 平成10年度島根県森林組合の概要 島根県農林水産部林業管理課(2000)
4. 鐘築 一雄(1997) 公共投資削減による島根県への影響(株)アテナ
5. 飯石郡森林組合編集部 広報誌「飯石の山びこ」第8~10, 17~19, 20, 23, 25, 26号